

## 平成30年度 第2回熊本市障害者施策推進協議会議事録

### 日 時

平成30年11月22日(木) 10時～12時

### 場 所

熊本市役所議会棟 予算決算委員会室

### 出席委員(順不同)

相藤委員、一門委員、市原委員、興杵委員、古賀委員、潮谷委員、多門委員、中山委員、永友委員、西委員、早咲委員、日隈委員、福島委員、松村委員、丸住委員、水田委員、宮田委員

### 欠席委員

勝本委員、熊川委員、田中委員、

### 議事次第

#### 1 開会

#### 2 議事

(1) 熊本市障がい者プラン素案(案)について

(2) 大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について

#### 3 閉会

### 配布資料

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1 熊本市障がい者プラン素案(案)
- ・ 資料1別紙 障がい者プラン施策の体系(案)
- ・ 資料2 大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について(報告)
- ・ 平成30年度第2回熊本市障害者施策推進協議会 委員事前意見・質問一覧
- ・ くまもとハートウィーク 案内
- ・ 熊本市障がい者サポーター研修会 案内
- ・ 障がい者施設商品販売会「おとなりマルシェ」 案内

議事

進行	<p><b>1 開会</b></p> <p>ただいまから、平成30年度第2回熊本市障害者施策推進協議会を開催します。本日は、勝本委員、熊川委員、田中委員よりご欠席の連絡をいただいています。</p> <p>まずは委員のご紹介です。前回お知らせしましたが、熊本県障がい者支援課からのご推薦の委員が、本年度より永友義孝様に代わられましたのでご紹介します。</p>
永友委員	<p>熊本県障がい者支援課課長の永友でございます。本県も昨年度障がい者プランを見直したところでございます。相模原事件等ございましたが、県では差別解消や権利擁護の推進、地域での生活支援などを新たな施策として盛り込んでいます。今回、熊本市において計画を策定されるということで、しっかりと我々の施策と整合性を図り策定いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
進行	<p>それでは、協議会の議事に移ります。これからの進行は相藤会長にお願いします。</p>
相藤会長	<p><b>2 議事</b></p> <p><b>(1) 熊本市障がい者プラン素案(案)について</b></p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議事の(1)です。資料1をご覧ください。前回会議では骨子について皆様のご意見をいただいたところですが、今回はその意見を反映して素案(案)を提示いただいております。</p> <p>まず、事務局より素案(案)について、概要と、今後のスケジュールなどの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>次期障がい者プラン素案について説明いたします。</p> <p>熊本市障がい者プランは、障害者基本法に規定されている市町村障害者計画となっており、本市の障がい施策に関する基本的な事項を定めたものです。現在のプランの計画期間は平成30年度で終了しますので、新しいプランの策定を進めているところです。策定に当たりましては、障がいのある方のニーズを把握するため、各協議会での協議や、障がい当事者の方、関係団体の皆様などから様々な意見をいただいで進めていくこととしています。</p> <p>では、プランの素案について概要を説明します。</p> <p>(資料1「熊本市障がい者プラン素案(案)」について概要説明)</p> <p>今後のスケジュールですが、プランの素案については、本日の協議会でいただいたご意見と、来週以降に開催する各協議会などで意見をいただきたいと考えています。</p>

	<p>12月下旬には、市民へのパブリックコメントを実施し、いただいた意見などを参考に最終案を策定しまして、来年2月の本協議会でお示しさせていただければと考えています。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございました。この資料は事前に配布していきまして、委員の皆様のご意見をまとめていただいています。資料の「平成30年度熊本市障害者施策推進協議会委員事前意見・質問一覧」をご覧ください。前回の会議までは、これを事務局で読みあげ回答しておりますが、意見を寄せられた委員の真意がより伝わりやすいよう、委員にご発言いただき、事務局が返答するという形で進めたいと思います。</p> <p>それでは資料に沿って委員の皆さんから発言してください。勝本委員と熊川委員はご欠席なので、お二人のご意見は事務局が代読されるようお願いいたします。最初は勝本委員ですので、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは質問番号1から説明します。「熊本市障がい者プラン素案(案)」の2ページ1の計画策定の趣旨についてのご意見です。</p> <p>6行目の「本市においては、未曾有の被害をもたらした平成28年熊本地震を経験したことや、平成30年4月の障害者総合支援法の一部改正を受け、今後も障がいのある人を取り巻く環境は変化していきます」の文章について、主語と述語が分かりにくいというご意見です。これについては、「障がいのある人を取り巻く環境の変化に適切に対応した施策の充実に取り組んでいかなければなりません」と修正したいと思います。一つ目の質問については以上です。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございます。勝本委員からは複数ご意見が出ていますが、この資料に沿って進めていきたいと思います。</p> <p>それでは質問番号2の松村委員よりお願いします。</p>
松村委員	<p>資料1の2ページ「2計画の基本理念」のところでの意見です。</p> <p>2段目3行目「生涯を通じて一貫して…」という文言の前に、「福祉、保健、医療、教育ほかあらゆる分野との連携を図りながら」の一文を加えていただきたいという趣旨です。その意味としては、このプラン全体に出てくるさまざまな施策を実際に遂行し達成していくためには、福祉の分野だけ頑張ってもなかなか難しいと考えます。従来から指摘されている縦割り行政の弊害を解消し、横断的な取り組みを実現させていくために様々なところとの連携は不可欠だと考えます。</p> <p>この素案を拝見し、本文中には様々なところに連携という文字が出てきていますが、「基本理念」、「基本目標」、「分野別施策」、「施策の方向性」のどこにも“連携”という言葉が使われていないのはとても残念に思います。これはただ言葉だけのことでなく、様々なところと連携していくことは、</p>

	この新しい障がい者プラン全体にかかる大きな考え方だと考えているので、ぜひとも連携をしていくということについては明記していただきたいと思えます。
事務局	障がい福祉施策を進めるにあたっては福祉分野のみでは限界があると思われま。松村委員がおっしゃるように、あらゆる分野との連携は不可欠と考えています。そのため、ご意見をいただいたように、基本理念の中にあらゆる分野との連携について明記することを考えていきたいと思えます。
相藤会長	よろしいでしょうか。次回会議では明文化されると思えます。 それでは潮谷委員からお願いします。
潮谷委員	「第3章 障がい者の動向」に数字が示されていないので、プランについて考えることが大変難しいと思えました。前回示された時は身体障がい3万人、知的障がい6千人、精神障がい8千人、だいたい4万5千人ぐらいが障がい者手帳を所持されている状況でした。その方々のための施策が、市の障がい者プランになると思えますが、数字が記載されていないことで考えにくくて、前回の統計を見て約4万5千から5万人かなと推測しましたが、その方々の福祉対策をどう進めるかということをきちんと明記していかないと、プランができないのではないかとあって質問しました。
事務局	第3章の障がい者手帳所持者数等の統計については、昨年度に福祉計画へ掲載したデータ等を載せるか判断に迷ったところもありますが、なるべく直近の数値を整理し掲載したいと考え、今回の素案には掲載していませんでした。データが出次第、お示ししたいと考えています。
相藤会長	よろしいでしょうか。次は4番、西委員からお願いします。
西委員	プランというのは大まかな方向性を示すものという感覚があるのはもちろんですが、その実になるところをもう少し認知していただきたいというところがありました。サポーター研修などで同じ人が何回も参加されているのを聞いて、ありがたいことですが、本当にすそ野が広がっているのか、私たちには全体に広がっているという感じがどうしてもしないので、その辺りのことをもう少し頑張っていたきたいと思、意見として述べさせていただきます。
事務局	障がい者サポーター制度についてのご意見と思えますが、これまで障がい分野に関わりが薄かった人たちに対して研修などを通じて障がいの特性について正しく理解をして、日常生活において障がいのある人の手助けができるように、そういう方を一人でも多くしていこうというところで、この制度を進めているところです。現在は研修会だけではなく、地域や企業、大学等に出向いて積極的に出前講座を開いて、すそ野を広げるような取り組みを

	<p>しています。また、ワークショップなども行っているのので、今後、このような機会をさらに増やしていきたいと考えています。</p>
西委員	<p>障がい者団体が集まっている KDF で、障がいを理解するための疑似体験も行っていますので、ワークショップの際はぜひ活用してください。</p>
相藤会長	<p>今の意見、反映させていただきたいと思います。それでは質問番号 5 の松村委員からお願いします。</p>
松村委員	<p>素案の 11 ページ、具体的な取り組みの「1 - 1 障がい及び障がいのある人に対する理解の促進」という項目の中に、その具体的な取り組みの中に、「まちづくりセンターとの連携」を加えていただければという提案です。まちづくりセンターは、大西市政の一丁目一番地の施策ではなかるうかと私は受け止めています。</p> <p>新しいプランの中に「現状と課題」として「市民の職場、地域等の身近な場所で」というコメントも書いてあります。身近な場所ということで障がい者施策が取り組まれていくということを考えたときに、熊本市が最も力を入れて取り組んでいるまちづくりセンターとの連携は不可欠ではないかと考えました。したがって新たなプランの中に、ぜひともまちづくりセンターと連携していくことをきちんと謳っていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>まちづくりセンターとの連携についてのご意見ですが、障がいへの理解啓発に関しての地域への働きかけなど、既にまちづくりセンターとの連携を行っている実態がありますので、おっしゃる通り明記したいと考えています。</p>
相藤会長	<p>それでは質問番号 6 の西委員からお願いします。</p>
西委員	<p>意見というより、自分の感想を書いたようなところがありますが、全体的に見ると、障がい児者に対する市の施策が主になっているようですが、これからは周りの方々への啓発も更に重要になってくると思います。特に、考え方に柔軟性のある時期の学校教育における人権教育は重要であるといわれており、教育委員会も力を入れておられるようです。指導案集もあると聞いていますが、冊子はあるけれども、中身は学校の担任に任せてあるような感じだと思います。系統化してというか、必ず道徳教育の中に組み込んでいただいて、先生の裁量に任せられるのも担任の先生も大変だろうと思うので、担任だけではなく外部からも来てもらい話を聞くという機会も併せて設けていただければと考えております。</p>
事務局	<p>この項目については教育委員会の人権教育指導室からの回答になると思います。今日は欠席されているので、回答欄への記載内容が、西委員への回答になります。</p>
教育委員会	<p>人権教育指導室は「人権 10」という資料について回答しておりますが、</p>

総合支援課 特別支援教 育室	それ以外にも総合的な学習の時間で福祉の理解とか、また、特別支援学級等がほとんど全ての学校に設置されていますので、日々色々な形で進めております。全校一斉に、ということは難しい部分もありますが、各学校でも考えながら取り組んでおりますし、その点はしっかり学校教育の中で押さえていければと考えています。
相藤会長	よろしいでしょうか。それでは質問番号7の松村委員をお願いします。
松村委員	16ページ、「2 - 3行政等における合理的配慮の充実」の中の「職員採用時の合理的配慮」について触れています。昨今、全国的に大きく報道された「障がい者雇用水増し問題」という社会的な大きな事案の状況を鑑みて、こちらの項目の中には、熊本市として当然ではありますが、「障がい者への差別は行わない」ときちんと言え、その上でどういう環境整備をしていくのかという説明にしていけないかという意見でした。
事務局	障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止については、障がい者差別解消法の中で行政機関の法的義務とされているとともに、県の条例でも同じように定められており、着実に実施する必要があると考えています。 また、職員対応要領の中でも明記されているので、現時点では、プランに明記することは考えておりません。
松村委員	多くの委員に同席していただいている協議会ですので、質問者の私のみならず、委員の皆様のご意見を聞かせていただきたいと思っております。 私がこの意見を出したのは、大きな社会的な事案について、今年起こった一つのニュースという位置づけではなくて、大きな意味合いがあるのではなかろうかと考えてのことでした。先ほど、永友委員からも相模原の件について触れられましたが、これも一つのニュースではありますが、そこが持つ大きな意味合い、これは普遍的なものがある。従って、県の施策の中にも相模原の話にも触れながら取り組んでおられると思います。今回の水増し問題も熊本市だけではなく全国的な問題だと思っています。それを踏まえて熊本市がどう向き合うかということについて、新しいプランの中にきちんと言えというの大きな意味合いがあると考えました。当然のことだということではございますが、そういう意味では、採用の際に配慮した環境整備を行うということもそれはそれで当然のことだと思っております。それはここに書いてあります。書かないということと、書くということの当然さには、どういう違いがあるのか、説得力のある説明をいただければと思います。他の委員のご意見も聞かせていただければと思います。
相藤会長	松村委員から提案がありました。「障がい者への差別は決して行わない」という、この一文を入れてほしいということです。

障がい保健 福祉課長	<p>松村委員からのご発言は、市としての気概を示せということではないかと理解しています。ご指摘をいただいた16ページは「行政等における合理的配慮の充実」について記載しているところで、32ページ「雇用の場の確保」の4-1-「公共機関での障がい者雇用の促進」の中で、市における障がい者雇用について、法定雇用率を達成することを書いております。例えばこの部分に、法令を遵守するというような記載ができるかについて検討したいと思います。この中で、市の覚悟というかそういうものを示させていただければと思っています。</p>
松村委員	<p>決して言葉を一つひとつ取り上げて細かく言うつもりはないということをご理解いただければと思います。我々と市が同じ方向を見ながらやっていきたいということをプランの中に反映させていただきたいという趣旨です。もし、この件について他の委員が感じられることがありましたら、ご意見をいただけると有難いと思います。</p>
宮田委員	<p>全体として感じられるのは、理論的に詰められる余裕はなかったかもしれませんが、例えば、現プランでは就労継続支援事業（A型・雇成型）と就労継続支援事業（B型・非雇成型）が分けてあります。もちろん制度によって事業所等が分かれたり、支援する方法は微妙に異なってきます。ここはプランを作る基本的な考え方を議論する場だと思うので意見を申し上げたいと思います。私は、統合する概念が必要だと思います。障がい者の人たちが生活を支えてもらう、居住を維持してもらう、働く場を設定してもらう、日常生活を有意義なものにしてもらう、というかたちでいくつか事業種が分かれているけれども、全体の目的は生きるということについての到達感、達成感、充実感だと思います。それを支えるための全体としての統合したイメージ、私も分かりませんので、相藤先生、一門先生にフォローしていただきたいのですが、全体をどう考えているのかという概念、全体をどうイメージしているのか、考え方の基礎になる部分が熊本市でどこまで議論されたのか、あるいはどこかで議論されたのか、そこが見えないような感じがします。</p> <p>よく整理されていて、一つひとつの施策はよくできていると思いますが、全体を動かすときの基本的な考え方はどこなのかというのが、各論はしっかりしているけれども、総合的なところで曖昧に感じます。なぜかという、ここから松村委員の意見に関わりますが、連携という概念をどのように理解するのかというときに、障がい者を取り巻く、まず一番接近しているのは家族、次に具体的な制度を用いて配置されているケアマネジャーや事業所のスタッフ、それからその制度を動かしていく行政関係者、それから緩やかな形で支援するサポーター、そして地域の皆さん、その全体の連携を取って行くということですが、具体的に連携はどうやって取れるかという、これはや</p>

	<p>はり装置が必要です。これは東北でも熊本でも経験済みですが、そういった支援の強弱があるたくさんの支援の輪をきちんと締めていくためには、そこには人材が必要です。人材が日常的に動くということは、そこに拠点が必要だということ。誰がやるのか、事業所がやるのか、市役所の相談窓口がやるのか、ケアマネジャーがやるのか、拠点が必要だということが一つ。連携のために何が必要かということが整理されているのかということが問題だと思います。拠点が必要だと思います。その拠点の人たちが総合的に全体をどんなふうに最初に持って行くかということ、本人が「生きていてよかった」、「皆さんのおかげで一日生活できました。一年生活できました。」という達成感をきちんと得られるかどうか、とても難しい話です。私も事業所をやりながらなかなかできないけれども、それが目標になっているかどうか、それが意識されているかどうか。それともう一つは、広がりの中で一番重要だと思うのは、家族だと思います。松村委員から、「親なき後」という言葉について質問がありました。私たちも思っている、「親なき後」、「配偶者なき後」の当事者がどう生活していくのかといったときに、その家族に対する支援が残念ながら今の日本ではない。私たちみんなねっとでは、イギリスの家族支援の方法を日本でも導入してほしいと訴えています。そういう制度によって補える部分があれば、制度がないので地域の中で連携を進めていく、その連携を具体的にどんなかたちで、どんな体制で、どういうふうに進めていくのかということをもっと掘り下げないと、「親なき後」という言葉をいつまでも私たちは言い続けなければなりません。</p>
早咲委員	<p>松村委員の一文を添えるべきという言葉は、市の姿勢を示していただきたいということではないかと考えています。私は福祉事業を、夫は普通の一般の製造工場をしています。中小企業同友会では様々な企業の方々と話しますが、今回の法定雇用率の問題は私ども中小企業でありながらも、障がい者の雇用に務めている者たちからすると、もう言葉にならないニュースでした。法を守る方々すら守れていないというニュースがあるということを踏まえると、松村委員のおっしゃるように大西市政第2期がスタートするときに、質の良い暮らしをと思われるのであれば、ここに弱者に対する配慮ということをきちんと明文化されるということで、よりその姿勢が明らかになり伝わりやすくなるということをおっしゃりたいのではないかと想像します。私も社員もニュースに対して、「それは考えられない」と口の端に上るので、この一文を理念のところに、これから何年にもわたるプランなので付け加えていただくのはいかがでしょうかというご提案だと私は存じ上げます。</p> <p>先ほど西委員がおっしゃっていたように、私の三番目の子どもも30歳になりますが、学習障がい、図形の認知が悪いという特質を持っていました。</p>



	<p>子どもの頃はまったく理解が進んでおらず苦しい思いをしたことを思い出しながら、いまA型をやっています。発達障がいの方々はとても受け入れ難い生活をしています。就職を支援していますが、オープンではなくクローズで就職させたいという、うちの子は普通なのだという親御さんの思いと、本人は手助けがほしい、就職していききたいという思いに反するものがあります。西委員が言われるように、今、福祉は分離の教育が進んでいます。もちろん特性に応じた支援が必要でしょうが、私の友人が先般ドイツに行ったとき、学年程度に授業が進められるチームと障がいのあるチーム、飛び級できるくらい勉強ができるチームが同じクラスに混在しながら授業をしていたそうです。熊本でもニーズがあって支援学校が新設されたのは知っていますが、私たちはずっと暮らしていく中で、欲しいものが欲しいときに来ることだけが本当のニーズなのではないかと思うと、暮らしていく一生のことを思うと、子どもの頃からの総合教育の中での理解を進めていくことも必要ではないかと思えます。そのダイバーシティ、多様性ということで続いていける社会でないと、福祉という視点だけでは暮らしを共生していくことが難しいのではないかと考えます。</p>
<p>中山委員</p>	<p>合理的配慮について、雇用者側が届け出る就業規則上に記載されているという例を聞いたことがありません。配慮が足りない職員が居ても直ちに違反とはならない。現状は、心情的な部分やモラルの有無といった評価になっているようです。同様に差別解消法が施行されているけれども、中小企業にもなかなか定着していないように感じます。</p> <p>であれば、行政が目届く範囲で率先して合理的配慮の周知を強力に高めていただきたいと思うのです。</p> <p>一つは、職員採用後の教育に色々なメニューがあると思いますけれども、接遇の中で一緒に行うのが効果的だと思います。福祉に携わる職員だけでなく、全職員が合理的配慮に関し、基本を理解し行動すれば熊本市の接客マナーはかなり評判になるのではないかと思います。合理的配慮というものを、一般市民に発信していただきたいと思っています。</p>
<p>相藤会長</p>	<p>ありがとうございました。いろいろ意見をいただきました。連携というのはどの計画にも入っています。それをどう具現化するか、その言葉を明文化してここに入れるかというところで、いま議論していただいていると思います。私の考え方としては、障がい者プランは大きな計画なので、その下に行動計画みたいなものがあります。そういうところで細かな文言を入れ込んでいくということをしていかないと、基本計画にポンと入れ込んでしまうとなかなか全体的に行き渡らないと思います。自立支援協議会がありますが、地域の障がい者の様々な生活のしづらさとか、そこにいろんな問題が出たとき</p>

	<p>に、地域の中で特定相談支援事業所が拾い上げて自立支援協議会の方で具体的に話し合うということになっています。そこも一つの連携だと思えます。先ほど早咲委員がおっしゃったように、就労部会では中小企業同友会の方たちの意見もいただいています。市全体で一堂に会してやるのは難しいことではないか。それぞれに役割がある会議があるので、そこで様々な議論を重ねてそれを持っていくという、その体系づくりというのが今日示していただいているところに入っているかと思えます。</p> <p>この障がいプランに全部を盛り込むのは難しいのではないかとということで、言葉では連携の必要と入れていただいて、その連携をどうするのか、先ほど言っていた具体的なことは、そここのところで話し合っていくということが現実的なものでないかと思っています。</p> <p>中山委員が言われた法的義務が行政にはあります。素案に「法定雇用率以上の採用に努める」と書いていただいたことは法令を遵守するだけでなく、以上と書いていただいたことは評価をしたところです。法令順守だと、法定雇用率を達成すればいいということになりますので、それ以上に努めるということに記載されたところでは、中小企業は今回の差別解消法の中では努力義務に終わっています。熊本県の条例のときにもかなり問題になり、議論をしたところです。一応そこに文言を入れたところが商工会議所だとかが反対されて、譲歩してこうなったという経緯があります。そこそこのご意見はそれぞれにみんな思っていることは声に出していく、それを整理していただいて行政で文言にさせていただくということで、最終的にはプランというのは、大きな目標の基本プラン、基本計画の中で持つていくものなので、それらも含めたところでの連携なら連携、具体的なところまでは示せないのかなと私は思っています。</p> <p>教育にも関わっていますが、学校の先生たちも西委員がおっしゃったように悲鳴を上げています。本来ならばインクルーシブ教育ということで、共生社会づくりという大きな社会に出てからの共生社会ということで、その前の教育ではこのインクルーシブ教育が実践されているけれども、やはり分離教育というのは、その子に合ったというところでは、今インクルーシブということになっているので、そういう経緯を踏まえてこういう体制をつくられているのではないかと思います。各先生たちの悲鳴も聞いているので、やはり教育現場がそういう悲鳴を上げているところでは、教育委員会も耳を傾けていただいて、それらを具現化していただくなればと思っています。</p>
障がい者支援部長	<p>先ほどの松村委員のご提案に関しましては、市の姿勢としての問題という点で皆さん頷かれたこともありますので、松村委員の提案について、市の姿勢としては出すべきだとは理解しました。今後、パブリックコメント、他の</p>

	<p>協議会等で意見を受けたまわる機会もあるので、そういう意見を聞きながらどうかたちで市の姿勢を示していくべきかについては改めて考えさせていたきたいと思います。</p>
早咲委員	<p>もうひと言付け加えさせていたきたいのは、教育を変えるのは難しいのかもしれませんが、教育が次につながっていくので、今の在り方の中で工夫ももちろん必要ですが、それぞれが互いの違いを認めるということでの教育に進んで行くことで、特に発達の子たちは違うということでのいじめの時代がすごく長くて、そして支援学校でやっと居場所があるという生活をしています。そうではなくて、そして名前が付いていくことで普通という言葉がどんどん狭まっていっている事情が学校の中にあると思います。それは社会の中でも、就職のときにも一緒です。私たちの意識を変えていくという意味でも、やはり教育と連携していくことはとても重要ではないかと思います。重ねてではありますが、その連携というか抜本的な改革についての話し合いのテーブルにもぜひ着いていたきたいな、というのが新しいプランに向かわれるお願いです。</p>
障がい保健 福祉課長	<p>基本的なプランのつくりについて、少し説明させていたきたいと思います。連携であるとか、啓発であるとか、シームレスな支援、意思決定の支援、そういった部分については本来であれば全般的に該当箇所では表現をしていくべき必要があるのだろうと思っておりますが、大きな全体の流れは前ぶりの中に入れてもらい、必要な部分を具体的な行動として書かせていただいています。ここに施策の方向性とか分野別施策、具体的な取り組みなど示させていただき、その括りを変えることによって、いろいろ解決できる場所もあると思います。ただ括りを変えることで、ほかのところ歪がでたりします。それを埋めるためにどうしても最大公約数的な表現になってしまうので、その辺が見えにくくなっている部分もひょっとしてあるのかもしれませんが、そこを我々が気付いていないのであれば、ご意見をいただくと、検討させていたきたいと思っております。</p> <p>それから、法定雇用率の話が先ほどから出ています。今回のことは非常に残念だと捉えています。私たちは指導の権限は持ち合わせておりませんが、指導に基づく理念、その啓発はまさに我々の受け持ちです。そこがうまくできていなかったとしっかり反省しています。反省と今のご意見を踏まえまして、このプランに何が書けるかということをもう少し考えさせていたきたいと思います。</p>
相藤会長	<p>それでは次の質問番号 8、潮谷委員からお願いします。</p>
潮谷委員	<p>基本理念、基本目標というのがあり、それに基づいて施策が出てくる。だ</p>

	<p>から基本理念、あるいは基本目標は非常に重要だと思います。その中に出てくるキーワードに権利が一つあります。今から40年前に国際障害者年というのがありました。それから40年経ちますが、果たして障がい者の権利が尊重されるようになったのかどうか、これも一つ大きな問題です。</p> <p>もう一つは福祉全体で、共生社会、地域生活という言葉が出てきます。権利と地域生活ということが今回のキーワードになる。それがうまくいくように市の施策は進めていかなければいけない。障がい者が何人いるのか。4万5千人、熊本市内の校区は幾つあるか、百近いということは、一つの校区に平均5百人の障がい者がいることになります。果たして校区の中にいる5百人が校区民として暮らしているかどうか、というのを掘り下げていく必要があるということで意見を出しました。校区の中で福祉を進めている方は民生委員と児童委員です。どうもそこに校区の障がい者問題が上がってこない。共生社会と言っている以上は、校区の社協と強化していくことによって障がい者の生活が向上するということをもう少しきめ細かにやっていただきたい。どうしても高齢者が多いので、高齢者の施策に民生委員も偏っていき、障がい者問題が校区ではほったらかしになっているのではないかと思います。そういう点で、もう一度基本的理念に戻り、権利と地域生活ということに目を向けていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>民生委員、児童委員による活動については、19ページ、1-2-「関係機関・団体との連携による支援体制の充実」という項目の中に民生委員という言葉は出てきておりませんが、内容としては盛り込んだつもりです。ただご意見があったように、民生委員さんが実際に障がいに対する関わりの程度を踏まえまして、もう少し中身の書き方等については検討させていただきたいと思います。</p>
相藤会長	<p>これは個人情報保護法のところで、手を挙げない障がい者の方がたくさんおられて、以前から民生委員の方が、うちの校区に障がい者がどこにおられるか分からないので情報をくれと言っても行政はくれない、とよく耳にします。そういうのが関わって、高齢者の支援とは違う民生委員さん、児童委員さんの苦しみがあるのかなと理解しています。そういう意味では、双方の団体の方がおられますが、どこまで情報を開示して、民生委員、児童委員の皆さんと地域生活を行うためにどう連携を取るかというところでは話し合っただけで、開示をどのようにするかというようなことを団体等で話し合っただけであれば、とこれは個人的な意見です。</p> <p>それでは、次の9番、松村委員の方からお願いします。</p>
松村委員	<p>素案の18ページに記載されている「親亡き後」という表記ですが、色々な機会に目にしますが、「なき」が死亡するの「亡」で書かれています。親</p>

	<p>自身が高齢になったり様々な理由で、親として実質的な関わりが出来ない人もおられると思います。「親なき後」という表現に抵抗がありはするものの、これだけこの表現が用いられていますので、せめて「亡き」ではなく「なき」とひらがなにさせていただいて、存命なのだけれども親としての関わりができないことに、きちんと目配りしていただく様々な施策をやっていただきたいというのが趣旨です。その辺は十分ご理解いただいているかと思います。</p>
事務局	<p>ご意見につきましては、修正をしたいと考えています。</p>
相藤会長	<p>「亡き」を「なき」のひらがなにすることをお願いします。この「親なき後」ということでは、知的障がい者の方たち、特に施設に入っている人が多く成年後見制度を利用されているので、そういうことの周知も必要だと思います。それでは10番、これも松村委員です。</p>
松村委員	<p>18ページ、1-1- 「生活型施設の利用促進」のところで、「地域で自立した生活が送れるように、グループホームの利用を促進します」の一文が書かれています。この一文だけではずいぶんあっさりしたイメージを受けました。先ほどから何回もプランは大きなものを作っているという趣旨はよく分かりますが、多少なりとも熊本市の取り組む姿勢が見えるところが欲しいと思います。現状のグループホームが抱えているさまざまな問題は言わずもがなと思います。そういうことについて、現状にはまだまだ問題があって、それに向かって熊本市としてはきちんと取り組んで行くというメッセージが、この利用促進の中にきちんと押さえられているところが見えるようにしてほしいというのが趣旨です。先ほど、全体を最大公約数でまとめるということで、いろんなところにそれを分散した結果、ちょっと見えにくくなっているという話もありました。ここで回答していただいたものが振り分けられていることは分かりますが、先ほどの「親なき後」につながることもかもしれませんが、地域の中での生活の場として考えたとき、古い時代の大型入所施設という時代ではなくなってきた中で、地域移行するときの拠りどころとしてはグループホームというのが、我々親としては大きく位置づけています。そこに課題があるということは、きちんとそこに焦点が合ったかたちでの表記の工夫をしていただきたいというのが正直な気持ちであります。ほかの委員の皆さんのご意見もあると思うのでお話を伺いできればと思います。</p>
事務局	<p>まず前段の、人材確保、スキルの養成、労務待遇の改善についてご指摘いただいているところはここで特化するのではなくて、20ページ、1-5「福祉に携わる人材の育成」の中で、特に ～ で職員の資質の向上であるとか、処遇改善等、人材不足への対応などをまとめて表記しています。次に施設整備については、19ページ、1-3- 「障害福祉サービス等の円滑な提供」</p>

	<p>の項目の中で、「本市が特に推進する障害福祉サービスを実施する事業者に対する施設整備の補助についても、熊本市障がい福祉計画・熊本市障がい児福祉計画に基づいて、計画的に進めていきます」ということで盛り込んで説明しています。そして一番重要なポイントですが、松村委員がおっしゃった「医療的ケアへの対応」、「地域住民との良好な関係づくり」はご指摘の通りだと思います。これについては、地域生活への移行支援における手段として、どういったかたちで表現を盛り込めるかを検討したいと考えています。</p>
宮田委員	<p>グループホームと相談支援事業所の経営をしているので、その立場から知り得たことをひと言でいうと、経営が成り立たない。支援者のスキルアップという前提はそこで恒常的に安定的に心配なく働けるかどうかということですが、手取りが11万円とか13万円のレベルでこれ以上のスキルアップは望めない。かなり厳しい。経営者の立場としては、いつやめるかの機をいつもうかがっている。相談支援については3月の改定で非常に不利な状況になったので、まったく採算が合わない。3・5人のケアマネジャーで280人の世話をしています。一人が病気でやめることになり、私も病気をしてみました。何を言いたいかというと、全体のサービスの質の向上と量の確保をするには、何と云っても経済的な手当で、下部構造をしっかりとつくること以外にはないということを変更して皆さんにも共有していただきたいし、こういう問題が現実にはあって、相談支援事業所も来年度から幾つかなくなります。なくなるわけにはいかないの、相談支援事業所が集まり吸収合併する。スケールメリットでやっと維持できる。こういった経営問題も、社会福祉の裏には常につきまわっていることを改めて行政にも認識していただければと思います。その詳細は貸借対照表もあるので、そういうのを厚生労働省にあげていただき、制度の改善に意見をさせていただければと思います。</p>
障がい保健福祉課長	<p>今のご意見は詳しく調べて、いろんなところで意見を挙げられる場合はあげていきたいと思えます。松村委員のご質問です。私の回答ではいろんなところでいろんな答えを出しているということを出させてもらいました。プランの中では重複して表現することは支障がないと思っていますので、ご指摘いただいた部分はもう少し表現等を考えさせていただきたいと思えます。</p>
相藤会長	<p>同じようなことが松村委員から出ていますので、11番も重ねて松村委員からお願いします。</p>
松村委員	<p>18ページ、1-2「障がい特性に応じた相談・支援体制の充実」のところですが、ひと言でいうと切れ目のないということ十分に反映したプランになるように配慮して欲しいという要望です。最初の話のなかで、障がい児の支援をかなり大きく扱っておられます。このことについて、親の一人としてはこのプランが充実することを望むばかりですが、一方で様々な親御さん</p>

	<p>たちと話していくなかで、児と者の間で挙げられる様々な課題。よく18歳の壁という言い方もしますが、そういうものがない、あくまで、生まれてから亡くなるまで、障がいのある方が一生涯を通じて切れ目のない支援というのが熊本市のなかできちとなされていくということについて、十分に反映するプランにしていきたいという強い思いです。表現だけのことということではなく、ぜひその辺りのところが読んでいく時に誰もが分かりやすい表現という形で工夫していただきたいということが趣旨でございます。</p>
事務局	<p>計画の基本理念の中では「生涯を通じた一貫した切れ目のない支援に取り組むこと」と掲げています。全ての施策を実施するにあたっては、この視点を踏まえてそれぞれの分野や具体的な取り組みを、ということで整理しております。ただ、分かりやすい表現を、ということでしたので、表現は再度検討させていただきたいと思います。</p>
相藤会長	<p>ライフステージで、切れ目のない支援ということでは、あるところでは図式化してライフステージの全てのところで、ライフイベントを入れ込んだ一覧を出されたことがありましたが、プライバシーの反論があって、それは一つの例ではないのではと却下されました。両方をそれぞれ書き込んでいくのは、本当に難しいのではないかと考えています。</p> <p>宮田委員がおっしゃったケアの分野ではどこも同じです。高齢者も、障がい者も、給料を考えると非常勤しか雇えない。「質などと言っていない。これが現実だ。」という声もよく聞きます。実際に第三者評価委員などで施設を訪れると、グループホームは全て非常勤の方で、「これ以上うちは無理です」とおっしゃる。そこでどうやって質を高めていくかということでは、施設内でOJTをやっていくしかないかと話し合うのだけれども、「親なき後」もそうですし、質を上げてグループホームでいうところでは、今の流れでケアホームと一緒にしたらなおさら医療的ケアも必要なグループホームができるのか、とかいろんな問題があると思います。全部を網羅していくというのは難しいというのが実感です。それでもやはり声を上げていかないと変わっていかないというところもあります。いろんなところで今ある現実の問題はこういう事があるというのはしつこく言っていく必要があると思います。そこでそれぞれに特色あるプランとか、基本計画とか、障がい者計画とか、そういうのに少しずつでも入れていただけたらいいと思います。</p> <p>それでは12番の熊川委員の質問を、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>熊川委員はご欠席なので、代わりに申し上げます。20ページ、1-5「福祉に携わる人材の育成」の「介護分野の人材不足への対応」に対するご意見ということですが。要約しますと、「訪問介護分野の求人難は確かに深刻だ</p>

	<p>が、これはもはや訪問分野のみに留まらない問題となっている。障がい福祉サービスの就労支援分野においてもここ1、2年は求人への反応が目に見えてなくなりつつある。入所施設やグループホームにおいても夜間を担う職員の確保には相当苦慮する状況がある。このままでは遠からず人手不足による廃業や定員規模縮小も現実味を帯びる恐れがあるのではないかと。事業者側の確保努力は当然として、行政においても危機意識を持っていただきたい」というようなご意見を受け賜っています。</p> <p>これに対して、市としては当然、福祉人材の不足については深刻な問題として捉えております。第5期熊本市障がい福祉計画及び本件、熊本市障がい者プランの見直しにおいても、継続的な人材確保の重要性とその手段について盛り込んでいます。ちなみに平成30年4月現在の熊本職安管内の業務統計において、介護・保健医療職は求人1,521人に対して、求職513人、約3倍の求人倍率となっており、極めて厳しい状況が続いています。これまで通り事業所との連携はもとより適切な報酬単価の設定についても粘り強く国へ働き掛け、雇用関係部署（しごとづくり推進室）と連携して就職説明会を年1回開いている、そういった場面を用いながら福祉人材の確保及び離職の防止に努めていきたいと考えています。</p>
相藤会長	熊川委員の意見に、答えていただきました。
宮田委員	<p>熊川委員が出される意見に合わせて、私の方で重度訪問介護の実情について意見を出しましょうと事前に情報交換をする機会があったので、その予定でした。熊川委員の守備範囲、私の守備範囲の両方、福祉全般にわたってもう大変という状況を通り越しています。</p> <p>実は、この傾向は熊本地震の直前からあり、2016年2月に熊本市社会福祉協議会の評議委員会があった時に、人員を減らす話がありました。それは熊本市からの援助金が減るためにそれに対応した人員削減をせざるを得ないという話でした。それはちょっと違うだろ、という意見を出しましたけれども、熊本市はやはり予算の削減をしましたし、社会福祉協議会も人員削減で対応されました。そういう状況ではない、大災害でもあったら困ると4月の初めの会議で、当時の障がい保健福祉課長に、熊本市は訪問介護員の実態について調査をし、増強するための対応をとって欲しいとお願いしたんです。そしたら本当に地震が発生し、それどころではなかったと思うのですが、その地震の後から、急速に訪問介護員の人たちの疲労が物理的なわけです。特に熟練の60代の訪問介護員が次々と辞めていかれた。自らも被災されている方もありますから、それで激減しました。それで、私が担当している重度の方も、週2日は家族がみざるを得ない状況に陥って、2年たちますが、</p>



	<p>まったく改善していません。そういう状況にあって、どうやって人材確保するかというと、体制を変えて臨まないとは非常に深刻な状態になるのではないかと思います。これは、中小企業の状況も全く同じです。熊本市はまだいいですが、天草市と八代市はものすごく激しいです。そういう実態を知っておかれて、いかに確保するか。訪問介護員は60代、50代はまだ多いけれども、40代は少ない。そこをどう補うかが難しい。40代の女性等は特に、他の産業からも引く手あまたなので競合するわけです。それを乗り越えてなおかつ福祉分野に入ってもらうには、一定の手当の補助を自治体が設けるしかないと思います。そういう認識を、緊急事態レベルだと思っていただいていいと思います。その辺りを具体的な施策で対応していただければと思います。</p>
中山委員	<p>介護人材については、各大学と意見交換をしたところ、学校側も皆さんの事業所に人材を届けたいが受験者が激減して居ないとのことでした。よければ高校生に対して大学（福祉学科）を受験するように呼びかけてもらえないかと頼まれました。その後、福祉科がある27の高校を回りましたところ、福祉科に進学する中学生が僅かなので、中学校と中学生に福祉の魅力を広げてもらわないと始まらないと言われた次第です。ということは、中学校教育の中で種まきをしないと6年後の人材も居ないということになります。</p> <p>ぜひとも教育委員会と連携していただいて、中学校や高校にはボランティア部などもありますし、種まきのルートを、福祉の連携という意味でつくっていただけないかと願っています。</p>
相藤会長	<p>介護の人材については各学校も苦労している現状で、中山委員が言われたように高校もそういう状況で、中学校まで広げてということでありました。認知症サポーターや障がい者サポーターは養成されていますので、そういうところに小学校、中学校から参加してもらって、一層すそ野を広げていただくといいと思います。今関わっている学生の中でも、体験があるのは祖父母と一緒に住んでいて、福祉のことを自分が学んでいたら役にたつかも知れないと学生が言うんです。自分の身内がこういう状況だから、助けられたら、という気持ちはみんな持っているので、小学校の頃から気持ちを育てていって、福祉に携わる人材を養成していくことも必要かもしれません。</p> <p>今は大きな転換期です。高齢者が増えて介護職が必要になっているのに、希望する人は減ってきているという状況で、施策の転換を考えていく必要があるのではないかと思います。</p> <p>それでは13番のご意見について松村委員からお願いします。</p>
松村委員	<p>23ページ、2-1の文言についてです。これについては、私の意見を基に修正するとのことご回答ですので結構です。1点だけお伝えしたかったのは、</p>

	<p>切れ目のない支援を、教育との連携ということで、障がい児の支援で移行支援シートをこれからもっと活用するというを、熊本市教育委員会ですっかり検討されているということでこれは実績に効果が上がることを期待しています。そのためには特別支援に関わっている先生だけではなくて、学校内の全ての先生、さらに言えば先生だけではなくて、子どもを見ている部活動の人、事務の人、さらに言えば、放課後デイサービスなどの外部の事業所の方にも、そういう情報がきちんとつながっていくことが求められると思います。すなわち、学校の中だけではなくて、真ん中に置くのは子どもであって、子どもを囲む環境の一部が学校であり、またそれ以外の環境があるのであれば、全ての環境に移行支援シートというか情報が共有できる体制をしっかりと目配りをしていただきたい。というのが私の真意なので、そういうことを踏まえたプランを検討していただきたいと思います。</p>
相藤会長	<p>文言については変更していただくということで、移行支援シートの活用ということ松村委員がおっしゃいましたが、ほかの市町村でも導入したいというところが出ています。切れ目のない支援は、情報を共有していないとブツンと切れてしまうと、また新たな情報を得ることになるので、さまざまな関わりのある人が情報の共有できる体制づくりを考えていただければと思います。</p>
多門委員	<p>さっきから出ているけれども、「考えている」とか、「思っている」とかばかりで、それでは一步も先に進まない。昨年も私どもは市長に陳情しましたが、答えはここにある通り。しごとづくり推進室に任せて、公共職業安定所に任せて、説明会をしたとき50数人しか来ていない。その中に新人さんは2、30人いるかいらないかです。ここにあるように、しごとづくり推進室がやっているのは介護職員実務者研修を年に1回、15人募集で12人しか来ません。実績をとりましたが、半年かかった修了者と福祉の仕事に就いたのは9名。これで対策といえますか。熊本市は費用をかけず、ただ「やりたいと思う」、「やりたいと考えている」と言うだけ。それでは熊川委員が言うようにこのままでは破たんしてしまう。熊川委員の「危惧しています」とされていますが、破たんは目に見えている。みんなが分かっているけどやらない。「国に働きかけている」ではない。国の問題ではないのです。国からお金をもらうことしか熊本市は考えていない。自分たちのお金をもう少し、この人材確保のために使ったらどうか。そういう積極性が何にも見えないじゃないですか。</p>
相藤会長	<p>これは要望としてお願いしたいと思います。それでは14番の勝本委員のご意見について、事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>勝本委員のご意見について説明します。二つあります。一つ目は、PDC</p>

	<p>Aに関するご感想をいただいています。こちらに関しては、関係部署の取り組みも含めて毎年検証を行うこととしていますので、その中で出た事業の成果や課題を把握して、その後の事業実施に生かしていきたいと考えています。</p> <p>二つ目のご意見が、アンケート結果の記載についてのご意見です。アンケート結果は貴重な資料として活用しましたので、ご意見をいただいたとおり、参考資料としての掲載を検討したいと思います。</p>
日隈委員	<p>事前に意見が出せなかったもので一点だけ。25ページ、2-3-「教育相談体制の充実」というところで、4行目の「また、障がいの状態に応じた適切な就学…」となっています。この表現だとあくまでも障がいの状態によって就学先が限定されているかのように取られるので、重要視するところは平成25年9月1日付けで出ている通知ですが、本人、保護者の意見を最大限尊重し、教育委員会・学校と合意を図るところが一番のポイントだと思いますので、本人、保護者の意見を最大限尊重したとか、ここの表現を変えていただきたいと思います。</p>
総合支援課 特別支援教育室	<p>実態として、保護者の方と話し合いをして、保護者の方のお気持ちを優先して就学の手続きを進めていますので、この表記については検討させていただきたいと思っています。</p>
相藤会長	<p>中山委員のご意見については、直近に届いたということで一覧に記載できなかったと聞いています。よかったら紹介をお願いします。</p>
中山委員	<p>6ページ、(2)障害者総合支援法及び児童福祉法の改正の3～4行目を、障害福祉サービスの対象に「発達障害や難病等に起因する障害が加わるなど、障がい者の範囲の見直し等が行われました」との表記にしていきたいと思います。理由は資料に書いてある通りです。</p> <p>次に、その表記の下に「難病等には、慢性疾患に伴う機能障害を含む」と注記してはどうか、ということです。この「難病等」の等とは何を指かを答えられる人はかなり専門的な知識のある方です。難病に起因する機能障害と慢性疾患に伴う機能障害の二つを指しておりまして、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言に上げられています。よって、二つの意味の理解を補足するためにも記載方法を考えていただきたいと思います。</p> <p>続いて7ページ、(3)主な法制度の成立・改正の年次の欄で、平成23年8月の「障がい者の定義の見直し」の項目において、ぜひとも『『継続的に』には、断続的にまたは周期的に相当な制限を受ける状態にあるものも含む』を加筆していただくか、注記していただきたいと思います。</p> <p>平成30年1月「難病法の医療費助成を受けている人に対する3年間の経過措置が終了。対象者を重症度分類の中度・重症度に限定」を加筆してほしい</p>

ということです

12ページ、具体的な取り組み1-1-「ヘルプマークやヘルプカードの普及」でヘルプカードを知らない市民が多いようなので、目につく場所に掲示していただきたいということを、意見として付け加えました。

13ページ、1-3「周知、啓発活動の推進」のところで、出前講座がありますが、当事者のなかには有識者や有資格者も多いですし、そういう方を積極的に活用していただければと思います。

18ページ、具体的な取り組み1-2-「難病患者に対する支援」のなかに、熊本県難病相談・支援センターの記載があります。難病センターの委託項目の中に、役割や機能など4つの項目が記載されており、それに沿った記載とすることが理解し易いと思います。ここには2項目しかなく、『医療講演会や患者・家族交流会の開催』と『必要な情報の提供や支援』と文言を加筆してはどうでしょうか。また、29ページ、3-3と同様の文言が書いてありますが、あえて2項目を分けて書いた理由がわかりません。

29ページ、3-3「難病に関する保健・医療施策の推進」のところで、表題から4行目に「専門医療機関やかかりつけ医」とありますが、私たち難病患者からしますと、「難病指定医療機関や難病指定医」とすべきだろうと思います。専門性という点では難病患者が多く受診している指定医療機関を選ばれることを望みます。例えば、難病医療連絡協議会等においても拠点病院を中心に委員が選定されています。このような場にも特に患者数が多いパーキンソン病や潰瘍性大腸炎などの難病専門医の意見も取り入れることも大いに意味があるだろうと思います。

次に、第一に医療受給者証を持たない難病患者がいます。第二に医療受給者証を所持する難病患者、第三に障がい者手帳と医療受給者証の両方を持つ難病患者、といった三つの区分があるわけですが、難病対策の推進においては、それぞれに対応した内容とすべきと思っています。といいますのは、同じく29ページの福祉サービスのところで、障がい者手帳が交付されている患者はの中でカウントされますが、一方で手帳がなくとも指定難病医療受給者証又は診断書をもって福祉就労は使えるといった事実がある中で、指定難病医療受給者を持たない患者らの総数を把握することは困難となっています。

また、軽症の難病患者は、就労支援を利用することができますが、まったく利用率が上がっていません。理由には、障害年金を受給することが困難であるため、一定のまとまった生活費を稼ぐ必要があるため、半ばあきらめ感があつてのことだろうと思います。

また、疾患が重症化して退職となり、やり場のないメンタル的な部分を理

	<p>解し支える技量の不足、病状がある程度落ち着いた頃の福祉就労から合理的配慮を得た難病者就労、次に安定期に入ってから一般就労へと導くためのプログラムがないこと、将来的には納税者に戻りたいという気持ちがあっても作業や仕事のメニューに魅力がないこと、将来像を描けないことなどが上げられます。こういったことを就労部会でも取り上げていただければと思います。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございました。回答は後日にいただくということによろしいですか。ぜひ検討していただきたいと思います。今日言い足りなかった部分はパブリックコメントを活用して事務局に出していただけたらと思います。</p> <p>それでは議事の(2)大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について、ということで事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>(2)大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について</b></p> <p>熊本地震の課題を踏まえて、障がい児等が安心して避難できる場所を確保するため、市内の特別支援学校内に「福祉子ども避難所」の設置について、平成29年度から検討を行っており、現状の報告を行いたいと思います。</p> <p>(資料2「大規模災害発生時における「福祉子ども避難所」の設置について(報告)」に基づき報告)</p>
相藤会長	<p>ただいまの報告についてご質問がある方はいらっしゃいますか。</p> <p>最後に1点。県からご案内がありますので、永友委員からお願いします。</p>
永友委員	<p>お手元にチラシを配らせていただいています。毎年、県では12月3日からの障害者週間に合わせまして「くまもとハートウィーク」を実施しています。ちょうど今、「くまもと障がい者芸術展」を県立美術館分館で25日まで開催しています。時間がありましたら足を運んでいただきたいということと、12月16日に、県庁地下大会議室で、「ハートウィークフォーラム」を開催します。こちらもよろしくをお願いします。</p>
相藤会長	<p>ありがとうございます。皆さん、周知をしていただければと思います。</p> <p>以上で、本日の議事は終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
進行	<p>最後に市からのお知らせです。お手元にチラシを2枚配布しております。</p> <p>12月8日に障がい者サポーター研修会を開催します。また、12月25日におとなりマルシェを開催しますのでご案内いたします。</p> <p>これを持ちまして、平成30年度第2回熊本市障害者施策推進協議会を終了いたします。次回の協議会は来年2月を予定しています。開催日時が決定しましたら、改めてお知らせします。長時間のご審議、ありがとうございました。</p>